

証券取引約款（個人のお客さま用）新旧対照表 続き

新	旧
(権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に関する特約)	(追 加)
第 61 条 当社が、お客さまによる権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。本条において同じ）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券または受益証券発行信託の受益証券をいいます。本条において同じ）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者または渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われないこと（以下「フェイル」といいます）を確認した場合について、当該権利確定日にかかるお客さまの株主等（株主、優先出資者、受益権者または投資主をいいます。本条において同じ）としての権利を保全するため、お客さまは当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。	(追 加)
(1) 当社が、お客さまから当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする	(追 加)
(2) 前号のお客さまからの申込みに対し、当社は、お客さまの株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客さまからの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）および本件貸借取引（前号のお客さまからの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本条の定めに従い処理されること	(追 加)
(3) 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客さまの貸借料は無償とすること	(追 加)
(4) 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客さまに貸し出すこと	(追 加)
(5) お客さまは、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供することおよび当社がお客さまから担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること	(追 加)
(6) 権利確定日の翌営業日に、当社はお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客さまは当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること	(追 加)
(7) 第（4）号および第（5）号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客さま、当社および日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること	(追 加)
2 次の各号に掲げる事由がお客さままたは当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合または当社がお客さまに貸し出した上場株券等をお客さまが返済できなくなった場合、当社がお客さまから提供を受けた上場株券等にかかる返還請求権と当社がお客さまに貸し出した株券等貸借取引の貸出しにかかる返済請求権とを相殺するものとします。	(追 加)
(1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき	(追 加)
(2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき	(追 加)
(3) 租税公課の滞納により差押えを受けたとき	(追 加)
(4) 支払を停止したとき	(追 加)
(5) 本条に基づき相手方に対して有する上場株券等の返還請求	(追 加)

証券取引約款（個人のお客さま用）新旧対照表 続き

新	旧
<p>権もしくは返済請求権に対して保全差押えまたは差押えの命令、通知が発送されたとき、または当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡または質権設定の通知が発送されたとき</p> <p>(6) 手形交換所または電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(7) 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき</p> <p>(8) 書面により、本条に基づき相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、または支払能力がないことを認めたとき</p> <p>3 第1項および第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡または質入れすることはできません。</p> <p>4 お客さまから担保として提供を受けた上場株券等について、当社および当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客さまを権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。</p> <p>5 お客さまが当社との間でこの約款とは別に株券等貸借取引に関する基本契約書を締結している場合でも、第1項から第4項、第6項および第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客さまは、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。</p> <p>6 第1項に基づき、当社がお客さまに対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間に加えお客さま名および当社名を記載した書面（お客さまから担保として提供された上場株券等について、第1項第（5）号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄および株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます）を交付いたします。</p> <p>7 前項にかかわらず、お客さまと当社は、お客さまから特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。</p>	<p>(追 加)</p>
<p>(解約事由)</p> <p>第79条 次の事由に該当したときは、お客さまと当社の契約はすべて（第4条第1項および第2項ならびに第5条に基づく契約に限りません）解約されるものとします。</p> <p>(1) (現行どおり) (削 除)</p> <p>(2) お客さまのいずれの口座においてもお預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき</p> <p>(3) お客さま（お客さまの代理人等を含みます。次号から第(5)号において同じ）が第4条第4項に基づく表明・確約に違反し、もしくはこの約款に基づき申告を求められた事項に関して虚偽の申告をしたこと、またはそれらの疑いが認められ、当社が解約を申出たとき (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(4) お客さまの本人確認ができないとき、お客さまが申告した本人確認内容に疑いがあるとき、その他法令諸規則またはこの約款あるいは各取引にかかる個別契約（以下「約</p>	<p>(解約事由)</p> <p>第78条 次の事由に該当したときは、お客さまと当社の契約はすべて（第4条第1項および第2項ならびに第5条に基づく契約に限りません）解約されるものとします。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) お客さまがこの約款の変更に同意なさらないとき</p> <p>(3) お客さまのいずれの口座においてもお預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき</p> <p>(4) お客さま（お客さまの代理人等を含みます。次号から第(8)号において同じ）が行った反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき</p> <p>(5) お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等第4条第4項第（1）号各号で規定する反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき</p> <p>(6) お客さまが「組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律」または関連する法令諸規則に定める犯罪収益等の隠匿または收受等を行っている疑いがあると認められ、当社が解約を申出たとき</p> <p>(7) お客さまが、自らまたは第三者を利用し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、風説の流布、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損する行為または当社の業務を妨害する行為等第4条第4項第（2）号各号で規定する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき</p> <p>(8) 本人確認ができないとき、お客さまが申告した本人確認内容に疑いがあるとき、その他法令諸規則またはこの約款あるいは各取引にかかる個別契約（以下「約款等」とい</p>

証券取引約款（個人のお客さま用）新旧対照表 続き

新	旧
<p>款等」といいます)に基づいて求める事項にお客さまが応じていただけず当社が解約を申出たとき</p> <p>(5) お客さまが、口座開設時等に外国 PEPs に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(6) お客さまが海外へ転居される等により非居住者となるとき。ただし、第3項に規定する場合を除きます。</p> <p>(7) お客さまが法令諸規則または約款等に違反し、当社が解約を申出たとき。ただし、その違反が重大でない場合は、当社が当該違反の是正を求めたにもかかわらず一定の期間内に是正されない場合に限ります。</p> <p>(8) <u>当社が第4条第5項に基づきお客さまに情報提供を求めた場合で、お客さまが当社が必要と認める情報提供を十分に行わなかったとき</u></p> <p>(9) <u>お客さまが、犯罪による収益等を、生計の維持、財産の形成または事業の遂行に利用したとき</u></p> <p>(10) <u>お客さまが、その有するいずれかの口座を、自らのまたは第三者の犯罪による収益等の預託を実質的な目的として利用しているとき</u></p> <p>(11) 前各号に掲げるほか、取引を継続するうえでお客さまとの信頼関係の維持が困難であると当社が判断したとき、その他やむを得ない事由により当社が解約を申出たとき</p>	<p>います)に基づいて求める事項にお客さまが応じていただけず当社が解約を申出たとき</p> <p>(9) お客さまが、口座開設時等に外国 PEPs に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(10) お客さまが海外へ転居される等により非居住者となるとき。ただし、第3項に規定する場合を除きます。</p> <p>(11) お客さまが法令諸規則または約款等に違反し、当社が解約を申出たとき。ただし、その違反が重大でない場合は、当社が当該違反の是正を求めたにもかかわらず一定の期間内に是正されない場合に限ります。</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(12) 前各号に掲げるほか、取引を継続するうえでお客さまとの信頼関係の維持が困難であると当社が判断したとき、その他やむを得ない事由により当社が解約を申出たとき</p>
<p>2 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(<u>削 除</u>)</p> <p>(2) 当該契約によって設定されたお客さまの口座にお預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき</p> <p>(3) 当社が当該契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該契約の業務を終了したとき</p> <p>(4) 法令諸規則等に照らして合理的な事由に基づき、当社が一定の猶予期間を付して当該契約の解約を申出た場合において、その期間を経過したとき</p>	<p>2 (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>お客さまが当該契約の約款の変更に同意なさらな</u>いとき</p> <p>(3) 当該契約によって設定されたお客さまの口座にお預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき</p> <p>(4) 当社が当該契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該契約の業務を終了したとき</p> <p>(5) 法令諸規則等に照らして合理的な事由に基づき、当社が一定の猶予期間を付して当該契約の解約を申出た場合において、その期間を経過したとき</p>
<p>3 第1項第(6)号に該当するときであっても、お客さまが、当社が別に定める取扱いについてご同意のうえ、当社が定める手続きを行っていただき、当社がこれを承諾した場合には、その定め範囲でお取扱いを継続することができるものとします。</p> <p>4 (現行どおり)</p>	<p>3 第1項第(10)号に該当するときであっても、お客さまが、当社が別に定める取扱いについてご同意のうえ、当社が定める手続きを行っていただき、当社がこれを承諾した場合には、その定め範囲でお取扱いを継続することができるものとします。</p> <p>4 (省 略)</p>
<p>(後見開始等の届出)</p> <p>第82条 お客さまについて、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判または任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときは、ただちに当社が定める手続きによりお届けいただくものとします。</p> <p>2 <u>お客さまの後見人、保佐人または補助人について、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判または任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときには、前項を準用するものと</u>します。</p>	<p>(後見開始等の届出)</p> <p>第81条 お客さまについて、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判または任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときは、ただちに当社が定める手続きによりお届けいただくものとします。</p> <p>(追 加)</p>
<p>(免責事項)</p> <p>第87条 お客さまに損害が生じても、その損害が次の事由によるものである場合は、当社はその損害を賠償する責を負いません。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 第9条第3項または第84条第9項に基づき同各項各号に定める措置をとった場合</p> <p>(6)～(14) (現行どおり)</p> <p>(15) 第80条第1項第(2)号の定めに基づき当社の判断により決済・換金したことにより生じた損害</p> <p>(16) この約款または法令諸規則の定めに基づき当社が判断によりサービスの提供が停止・制限され、もしくはその内容が変更され、または契約が解除された場合。当社において相当と判断することにより、約款に規定のない取引もしくはサービスの提供について停止または変更する場合も同様とします。</p> <p>(17)～(19) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第86条 お客さまに損害が生じても、その損害が次の事由によるものである場合は、当社はその損害を賠償する責を負いません。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 第9条第3項または第83条第9項に基づき同各項各号に定める措置をとった場合</p> <p>(6)～(14) (省 略)</p> <p>(15) 第79条第1項(2)の定めにもとづき当社の判断により決済・換金したことにより生じた損害</p> <p>(16) この約款または法令諸規則の定めに基づき当社が判断によりサービスの提供が停止され、またはその内容が変更された場合。当社において相当と判断することにより、約款に規定のない取引もしくはサービスの提供について停止または変更する場合も同様とします。</p> <p>(17)～(19) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>

証券取引約款（個人のお客さま用）新旧対照表 続き

新	旧
<p>(約款の改定)</p> <p>第 88 条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>2 当社は、前項の規定に基づきこの約款を改定するときは、その効力発生日を定め、この約款を変更する旨および変更後のこの約款の内容ならびに効力発生時期を店頭表示、インターネットまたはその他の相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>	<p>(約款の改定)</p> <p>第 87 条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項を通知します。</p> <p>3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告によって代える場合があります。</p> <p>4 第 2 項および第 3 項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p style="text-align: right;">2018年8月</p>

外国証券取引口座約款（個人のお客さま用）新旧対照表

新	旧
<p>(受渡日等)</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して 3 営業日目とします。</p> <p>(金銭の授受)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第 17 条第 1 号から第 5 号までに定める処理にかかる決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(1) (2) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(3) 申込者が口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき</p> <p>(4) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(5) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(6) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、または、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第 32 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>(受渡日等)</p> <p>第 14 条 (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して 4 営業日目とします。</p> <p>(金銭の授受)</p> <p>第 22 条 (省 略)</p> <p>2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第 17 条第 1 号から第 4 号までに定める処理にかかる決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第 29 条 (省 略)</p> <p>(1) (2) (省 略)</p> <p>(3) 第 32 条に定めるこの約款の変更申込者が同意しないとき</p> <p>(4) 申込者が口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき</p> <p>(5) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(6) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(7) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、または、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第 32 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 改定の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項を通知します。</p> <p>3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、</p>

外国証券取引口座約款（個人のお客さま用）新旧対照表 続き

新	旧
(削 除)	<p>当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告によって代える場合があります。</p> <p>4 第2項および第3項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、申込者から所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p>
2019年8月	2018年8月

特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引等約款 新旧対照表

新	旧
<p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)</p> <p>第5条 当社は、申込者の特定保管勘定においては次の上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得した租税特別措置法第29条の2第1項に規定する特定新株予約権等にかかる上場株式等その他租税特別措置法等関係諸法令で定められたものを除きます。）のみを受入れます。なお、下記に該当する上場株式等であっても、当社の都合により特定保管勘定にはお預りしないことがあります。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(10) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>申込者が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、諸法令の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>(出国口座等)</p> <p>第15条 前条第2号に該当することとなる申込者は、諸法令の定めに基づき、出国前に当社に開設された特定口座にかかる振替口座簿に記帳、または保管の委託をされていた上場株式等（株式累積投資、日々決算型投資信託の受益権等、当社で本取扱いができない一部の商品を除きます。）のすべてにつき、出国後引き続き当社に開設されている口座（出国口座）にかかる振替口座簿に記帳を受け、または保管の委託をすることにより、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 前項に定める取扱いをご希望される申込者は、出国前に特定口座継続適用届出書を当社に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社に提出いただきます。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第21条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)</p> <p>第5条 当社は、申込者の特定保管勘定においては次の上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項または同法第29条の3第1項の適用を受けて取得した租税特別措置法第29条の2第1項に規定する特定新株予約権等または同法第29条の3第1項に規定する特定外国新株予約権にかかる上場株式等その他租税特別措置法等関係諸法令で定められたものを除きます。）のみを受入れます。なお、下記に該当する上場株式等であっても、当社の都合により特定保管勘定にはお預りしないことがあります。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(10) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">2 (省 略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第14条 (省 略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) (省 略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p style="text-align: right;">(追 加)</p> <p style="text-align: right;">(追 加)</p> <p style="text-align: right;">(追 加)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第20条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 改定の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項をご通知します。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。</p> <p style="padding-left: 2em;">4 第2項および第3項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、申込者から所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p>
2019年8月	2017年8月

特定管理口座約款 新旧対照表

新	旧
<p>(約款の改定)</p> <p>第9条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>	<p>(約款の改定)</p> <p>第9条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p style="text-align: center;">2 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項を通知します。</p> <p style="text-align: center;">3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告によって代える場合があります。</p> <p style="text-align: center;">4 第2項および第3項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p style="text-align: right;">2016年4月</p>

MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資約款 新旧対照表

新	旧
<p>(約款の変更)</p> <p>第14条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第14条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p style="text-align: center;">2 改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。</p> <p style="text-align: center;">3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載又は時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。</p> <p style="text-align: center;">4 第2項および第3項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、申込者から所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p style="text-align: right;">2018年8月</p>

外貨建MMF 累積投資約款 新旧対照表

新	旧																								
<p>(申込コースおよび申込方法)</p> <p>第2条 申込者は、取得を希望する受益証券の種類に応じ、次に掲げるコースごとに本契約を申込みものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">コース名</th> <th style="width: 80%;">対象受益証券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">ダイワ外貨MMF</td> <td>ダイワ外貨MMF 米ドルポートフォリオ受益証券</td> </tr> <tr> <td>ダイワ外貨MMF 豪ドルポートフォリオ受益証券</td> </tr> <tr> <td>ダイワ外貨MMF ニュージーランド・ドルポートフォリオ受益証券</td> </tr> <tr> <td>ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF</td> <td>スーパー・マネー・マーケット・ファンド(クラスB)</td> </tr> <tr> <td>ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト外貨建MMF</td> <td>ノムラ・グローバル・セレクト・トラストUSドル・マネー・マーケット・ファンド受益証券</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削 除)</td> <td style="text-align: center;">(削 除)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「外貨建MMF 累積投資約款別表」の「1. コース一覧表」および「2. 第10条第1項に定める営業日」についてコース名から「マネーマーケット・ファミリー外貨建MMF (管理：モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント)」を削除。</p> <p>2～5 (現行どおり)</p> <p>(果実の再投資)</p> <p>第6条 前条の保管にかかる受益証券の果実は、前月の最終営業日(その翌営業日以降に取得した場合については、当該取得日の翌営業日)から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、各申込者の口座に繰入れ、コースごとにその全額をもってコース所定の受益証券を当該最終営業日の直前の営業日の基準価額で遅滞なく取得します。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第11条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>	コース名	対象受益証券	ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドルポートフォリオ受益証券	ダイワ外貨MMF 豪ドルポートフォリオ受益証券	ダイワ外貨MMF ニュージーランド・ドルポートフォリオ受益証券	ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF	スーパー・マネー・マーケット・ファンド(クラスB)	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレクト・トラストUSドル・マネー・マーケット・ファンド受益証券	(削 除)	(削 除)	<p>(申込コースおよび申込方法)</p> <p>第2条 申込者は、取得を希望する受益証券の種類に応じ、次に掲げるコースごとに本契約を申込みものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">コース名</th> <th style="width: 80%;">対象受益証券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">ダイワ外貨MMF</td> <td>ダイワ外貨MMF 米ドルポートフォリオ受益証券</td> </tr> <tr> <td>ダイワ外貨MMF 豪ドルポートフォリオ受益証券</td> </tr> <tr> <td>ダイワ外貨MMF ニュージーランド・ドルポートフォリオ受益証券</td> </tr> <tr> <td>ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF</td> <td>スーパー・マネー・マーケット・ファンド(クラスB)</td> </tr> <tr> <td>ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト外貨建MMF</td> <td>ノムラ・グローバル・セレクト・トラストUSドル・マネー・マーケット・ファンド受益証券</td> </tr> <tr> <td>マネーマーケット・ファミリー外貨建MMF (管理：モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント)</td> <td>マネーマーケット・ファミリー 米ドル・ファンド受益証券</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (省 略)</p> <p>(果実の再投資)</p> <p>第6条 前条にかかる受益証券の果実は、前月の最終営業日(その翌営業日以降に取得した場合については、当該取得日の翌営業日)から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、各申込者の口座に繰入れ、コースごとにその全額をもってコース所定の受益証券を当該最終営業日の直前の営業日の基準価額で遅滞なく取得します。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第11条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p style="margin-left: 20px;">2 改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。</p> <p style="margin-left: 20px;">3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載又は時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。</p> <p style="margin-left: 20px;">4 第2項および第3項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、申込者から所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p style="text-align: right;">2018年8月</p>	コース名	対象受益証券	ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドルポートフォリオ受益証券	ダイワ外貨MMF 豪ドルポートフォリオ受益証券	ダイワ外貨MMF ニュージーランド・ドルポートフォリオ受益証券	ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF	スーパー・マネー・マーケット・ファンド(クラスB)	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレクト・トラストUSドル・マネー・マーケット・ファンド受益証券	マネーマーケット・ファミリー外貨建MMF (管理：モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント)	マネーマーケット・ファミリー 米ドル・ファンド受益証券
コース名	対象受益証券																								
ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドルポートフォリオ受益証券																								
	ダイワ外貨MMF 豪ドルポートフォリオ受益証券																								
	ダイワ外貨MMF ニュージーランド・ドルポートフォリオ受益証券																								
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF	スーパー・マネー・マーケット・ファンド(クラスB)																								
ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレクト・トラストUSドル・マネー・マーケット・ファンド受益証券																								
(削 除)	(削 除)																								
コース名	対象受益証券																								
ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドルポートフォリオ受益証券																								
	ダイワ外貨MMF 豪ドルポートフォリオ受益証券																								
	ダイワ外貨MMF ニュージーランド・ドルポートフォリオ受益証券																								
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF	スーパー・マネー・マーケット・ファンド(クラスB)																								
ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレクト・トラストUSドル・マネー・マーケット・ファンド受益証券																								
マネーマーケット・ファミリー外貨建MMF (管理：モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント)	マネーマーケット・ファミリー 米ドル・ファンド受益証券																								

三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款 新旧対照表

新	旧
<p>(解約等)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 第2条に基づき当社がカードを発行した後、当社の定める期間内にカード利用者がカードを受領されないとき</p> <p>2、3 (現行どおり)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第16条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>	<p>(解約等)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) カード利用者がこの約款の変更にご同意いただけないとき</p> <p>(6) 第2条に基づき当社がカードを発行した後、当社の定める期間内にカード利用者がカードを受領されないとき</p> <p>2、3 (省 略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第16条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 改定の内容が、カード利用者の従来の権利を制限するもしくはカード利用者に新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項を通知します。</p> <p>3 第2項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告によって代える場合があります。</p> <p>4 第2項および第3項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、カード利用者から所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p style="text-align: right;">2017年8月</p>

オンライントレード・テレフォントレード利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(1) オンライントレードでは、インターネットに接続したパソコン等による「インターネットトレード」、スマートフォンによる「スマートフォンサービス」およびスマートフォン以外の携帯電話機による「携帯電話サービス」</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(本サービスの解約)</p> <p>第22条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(8) 当社が本サービスをご利用いただくことを不適当であると認めた場合。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第24条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p>	<p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(1) オンライントレードでは、インターネットに接続したパソコンによる「インターネットトレード」、スマートフォンによる「スマートフォンサービス」およびスマートフォン以外の携帯電話機による「携帯電話サービス」</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(登録内容の変更の届出)</p> <p>第20条 お客さまは、当社に届出ている次のいずれかに変更があった場合は、当社が定める方法により遅滞なく当社に変更内容をお届出いただくものとします。</p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2) 住所</p> <p>(3) 勤務先および役職</p> <p>(4) メールアドレス</p> <p>(5) その他、当社にお届出いただいている事項</p> <p>(本サービスの解約)</p> <p>第23条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p>(8) お客さまが本規定の変更にご同意いただけない場合。</p> <p>(9) 当社が本サービスをご利用いただくことを不適当であると認めた場合。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第25条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p>

オンライントレード・テレフォントレード利用規定 新旧対照表 続き

新	旧
(削 除)	<p>2 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項をご通知します。</p> <p>3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。</p> <p>4 第2項および第3項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、本規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
(削 除)	
(削 除)	
2019年8月	2018年8月

オンライントレードによる公開株式の購入申込等にかかる利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、お客さまが三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）のインターネットトレードおよびスマートフォンサービスを利用して行う、新規公開株式を購入することができる権利の抽選（以下単に「抽選」といいます。）への参加のお申込、海外公開株式、非上場公募株式、新株予約権付社債、不動産投資信託等の購入希望のお申出、および既公開株式の公募・売出株式（海外公開株式、非上場公募株式、新株予約権付社債、不動産投資信託等を含め、以下「既公開株式等」といいます。）の購入希望のお申出、ならびに新規公開株式の抽選での当選による配分、および新規公開株式と既公開株式等（以下あわせて「新規公開株式等」といいます。）の当社からの配分に基づく購入申込にかかるサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取決め（以下「本規定」といいます。）です。</p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり)</p> <p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>2 お客さまは、当社が定める形態により本サービスを利用して当社が定める既公開株式等の購入希望をお申出いただくことができます。配分にあたっては、「募集等に係る株券等のお客さまへの配分に関する基本方針」に基づき行います。</p> <p style="text-align: center;">3 (現行どおり)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(1) 第4条第4項または第5項に基づき、サービスの内容が制限され、または利用が停止されたことにより生じた損害等</p> <p style="text-align: center;">(2)～(10) (現行どおり)</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第17条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>	<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、お客さまが三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）のインターネットトレードを利用して行う、新規公開株式を購入することができる権利の抽選（以下単に「抽選」といいます。）への参加のお申込、海外公開株式、非上場公募株式、新株予約権付社債、不動産投資信託等の購入希望のお申出、および既公開株式の公募・売出株式（海外公開株式、非上場公募株式、新株予約権付社債、不動産投資信託等を含め、以下「既公開株式等」といいます。）の購入希望のお申出、ならびに新規公開株式の抽選での当選による配分、および新規公開株式と既公開株式等（以下あわせて「新規公開株式等」といいます。）の当社からの配分に基づく購入申込にかかるサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取決め（以下「本規定」といいます。）です。</p> <p style="text-align: center;">2 (省 略)</p> <p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>2 お客さまは、本サービスを利用して当社が定める既公開株式等の購入希望をお申出いただくことができます。配分にあたっては、「募集等に係る株券等のお客さまへの配分に関する基本方針」に基づき行います。</p> <p style="text-align: center;">3 (省 略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第16条 (省 略)</p> <p>(1) 第4条第4項ないし第6項に基づき、サービスの内容が制限され、または利用が停止されたことにより生じた損害等</p> <p style="text-align: center;">(2)～(10) (省 略)</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第17条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項をご通知します。</p> <p>3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。</p> <p>4 第2項および第3項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">2018年8月</p>

オンライントレード電子交付サービス利用規定 新旧対照表

新	旧
(規定の趣旨)	(規定の趣旨)
<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>2 お客さまがオンライントレード・テレフォントレード利用規定に定める「インターネットトレード」および「スマートフォンサービス」(以下あわせて「インターネットトレード等」といいます。)の形態を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「ダイレクト取引コース利用規定」、「MUF Gテラス・コース利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。</p>	<p>第1条 (省 略)</p> <p>2 お客さまがオンライントレード・テレフォントレード利用規定に定める「インターネットトレード」(以下「インターネットトレード」といいます。)を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「ダイレクト取引コース利用規定」、「MUF Gテラス・コース利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。</p>
(本サービスの内容)	(本サービスの内容)
<p>第2条 (現行どおり)</p> <p>2 当社が、本サービスにより交付できる書面の種類は、金融商品取引法その他の法律等に定められている交付書類のうち、以下に掲げる書面(以下「目論見書等」といいます。)とします。 ただし、本サービスのご利用形態または目論見書等の種類もしくは商品ごとに、当面本サービスによらず紙媒体により交付する場合があります。この場合、本サービスの提供が開始される際は、当社ホームページまたは第4条第1項に規定する方法にてお客さまにその旨を通知します。 (1)～(4) (現行どおり)</p>	<p>第2条 (省 略)</p> <p>2 当社が、本サービスにより交付できる書面の種類は、金融商品取引法その他の法律等に定められている交付書類のうち、以下に掲げる書面(以下「目論見書等」といいます。)とします。 ただし、目論見書等の種類または商品ごとに、当面本サービスによらず紙媒体により交付する場合があります。この場合、本サービスの提供が開始される際は、当社ホームページまたは第4条第1項に規定するホームページ上にてお客さまにその旨を通知します。 (1)～(4) (省 略)</p>
(本サービスの方法)	(本サービスの方法)
<p>第4条 当社が行う本サービスは、インターネットトレード等において、お客さまの閲覧に供する方法(「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号ニの方法)により行います。なお、お客さまにご用意いただいた機器または回線等により、ご利用いただける本サービスの内容が制限される場合があります。</p>	<p>第4条 当社が行う本サービスは、インターネットトレードにおいて、お客さまの閲覧に供する方法(「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号ニの方法)により行います。</p>
<p>2 (現行どおり)</p> <p>(1) 当社は、お客さまが電子情報処理組織を使用して交付される目論見書等の記載事項(以下「電子書面」といいます。)を紙媒体に出力できるように、インターネットトレード等上で閲覧に供します。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 本サービスを利用するために必要なOS等に変更が生じる場合は、インターネットトレード等上であらかじめ通知します。</p> <p>(4) 当社は、お客さまが電子書面を閲覧するために必要な情報(リンク先等)をインターネットトレード等上に記録するものとします。</p> <p>(5) 当社は以下の場合を除き、投資信託の信託契約期間の終了日またはお客さまが当該投資信託を解約した日より5年間、インターネットトレード等上に電子書面を閲覧に供するものとします。</p> <p>①、② (現行どおり)</p> <p>(6) 当社はインターネットトレード等において閲覧に供される電子書面について、前号に定める期間、お客さまが閲覧可能な状況を維持するものとします。</p>	<p>2 (省 略)</p> <p>(1) 当社は、お客さまが電子情報処理組織を使用して交付される目論見書等の記載事項(以下「電子書面」といいます。)を紙媒体に出力できるように、インターネットトレード等上で閲覧に供します。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 本サービスを利用するために必要なOS等に変更が生じる場合は、インターネットトレード等上であらかじめ通知します。</p> <p>(4) 当社は、お客さまが電子書面を閲覧するために必要な情報(リンク先等)をインターネットトレード上に記録するものとします。</p> <p>(5) 当社は以下の場合を除き、投資信託の信託契約期間の終了日またはお客さまが当該投資信託を解約した日より5年間、インターネットトレード等上に電子書面を閲覧に供するものとします。</p> <p>①、② (省 略)</p> <p>(6) 当社はインターネットトレードにおいて閲覧に供される電子書面について、前号に定める期間、お客さまが閲覧可能な状況を維持するものとします。</p>
(本サービスの提供条件)	(本サービスの提供条件)
<p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) お客さまは、電子書面を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること</p> <p>(5)、(6) (現行どおり)</p>	<p>第6条 (省 略)</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) お客さまは、電子書面を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること。 なお、当該ソフトウェア形式は Adobe Reader の最新のバージョンをご用意いただくものとします。</p> <p>(5)、(6) (省 略)</p>
(お客さまの承諾事項)	(お客さまの承諾事項)
<p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、目論見書等の種類または商品ごとに、本サービスの提供が終了される旨をインターネットトレード等上に</p>	<p>第7条 (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当社は、目論見書等の種類または商品ごとに、本サービスの提供が終了される旨をインターネットトレード上にて</p>

オンライントレード電子交付サービス利用規定 新旧対照表 続き

新	旧
<p>て通知致しますが、その終了以後はお客様の請求に基づき紙媒体による目論見書等の交付を行うものとします。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(解約) 第8条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>削 除</u></p> <p>(4) 当社の判断により、当社の全てのお客様に対し、第2条に規定する本サービスの提供を終了した場合</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(規定の変更) 第10条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: center;"><u>削 除</u></p> <p style="text-align: center;"><u>削 除</u></p> <p style="text-align: center;"><u>削 除</u></p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>	<p>通知致しますが、その終了以後はお客様の請求に基づき紙媒体による目論見書等の交付を行うものとします。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(解約) 第8条 (省 略)</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) お客様が、第10条に定める本規定の変更に関する通知を受け、当該変更に同意されない場合</p> <p>(5) 当社の判断により、当社の全てのお客様に対し、第2条に規定する本サービスの提供を終了した場合</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(規定の変更) 第10条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項をご通知します。</p> <p>3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。</p> <p>4 第2項および第3項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客様から所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、本規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">2018年8月</p>

オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(解約) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>削 除</u></p> <p>(5) お客様が、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」第21条第2号から第7号に定めるオンライントレードのサービスの停止条件に該当した場合</p> <p>(6) 当社の判断により、当社の全てのお客様に対し、第2条に規定する本サービスの提供を終了した場合</p> <p>(規定の変更) 第11条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: center;"><u>削 除</u></p> <p style="text-align: center;"><u>削 除</u></p> <p style="text-align: center;"><u>削 除</u></p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>	<p>(解約) 第9条 (省 略)</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) お客様が、第11条に定めるこの規定の変更に関する通知を受け、当該変更に同意されない場合</p> <p>(6) お客様が、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」第21条(2)から(7)に定めるオンライントレードのサービスの停止条件に該当した場合</p> <p>(7) 当社の判断により、当社の全てのお客様に対し、第2条に規定する本サービスの提供を終了した場合</p> <p>(規定の変更) 第11条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項をご通知します。</p> <p>3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。</p> <p>4 第2項および第3項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客様から所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、本規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">2018年8月</p>

非課税上場株式等管理に関する約款（全文）

（約款の趣旨）

- 第1条 この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座にかかる非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、同条第5項第2号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、証券取引約款その他の当社が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

（非課税口座開設届出書等の提出等）

- 第2条 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社へ租税特別措置法第37条の14第5項第1号、同条第6項および同条第24項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間にかかる「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り）または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。
- ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等を行います。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当社は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、お客さまからの申請に基づく「非課税適用確認書」を当社がお客さまに代わって受領した場合は、当該確認書はお客さまから当社へ提出されたものとして取扱い、特にお申出がない限り当社で当該確認書を保管するものとします。
- 2 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に異なる証券会社または金融機関に重複して提出することはできません。
- 3 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
- ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合
非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき
- ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合
非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき
- 5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受領することができません。
- 6 当社は、当該変更届出書を受領したときに非課税口座に設定年にかかる非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
- 7 平成29年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、平成30年分以後の勘定設定期間にかかる「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。

（非課税管理勘定の設定）

- 第3条 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記帳または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記帳または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ非課税口座に設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

（非課税管理勘定における処理）

- 第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記帳または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

（非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲）

- 第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記帳がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等にかかる上場株式等を除きます。）のみを受入れます。
- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式

【「約款・規定集」へ編入】の続き

等についてはその払込んだ金額をいい、口の移管により受入れた上場株式等についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付の委託(当該買付の委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。以下同じ。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた当社非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記帳または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行われる方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)

第7条 お客さまが非課税管理勘定において振替口座簿への記帳または保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場証券投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)および上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金および分配金(以下「配当金等」といいます。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

(非課税口座にかかる投資信託の取扱い)

第8条 非課税口座に受入れた投資信託(累積投資の委任に関する契約を当社と締結しているものに限り)にかかる収益分配金については、他の契約の定めにかかわらずお客さまへ返還するものとします。

2 第5条第1号イに掲げる上場株式等のうち国内の投資信託を非課税口座に受入れる際、当該非課税管理勘定における取得金額の合計が120万円を上回った場合は、当該上回った金額に相当する口数は非課税口座以外の口座に受入れるものとします。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第9条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロおよび第2号に規定する移管にかかるもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受入れなかったものであって、非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第10条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社の定める期日までに当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合

非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

② お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社の定める期日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合

一般口座への移管

③ ①および②のいずれにも該当しない場合

特定口座への移管

(非課税口座取引である旨の明示)

第11条 お客さまが、当社への買付の委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受入れようとする場合には、当該取得にかかる注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座によるお取引とさせていただきます(特定口座によるお取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限り)。

2 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもののから譲渡することとさせていただきます。

3 「投信積立取引取扱規定」に規定する投資信託の定時定額購入取引により買付けた投資信託を非課税口座に受入れる際に同一約定日の買付があった場合は、当社の定める優先順位にしたがって非課税口座へ受入れるものとします。

【「約款・規定集」へ編入】の続き

(契約の解除)

第12条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日
 - ② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合
出国日
 - ③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合
租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
 - ④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続が完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合
当該非課税口座開設者が死亡した日
- なお、お客さまの相続人・受遺者から相続が発生した旨の連絡を受けた場合は、当社は「非課税口座開設者死亡届出書」の提出を受ける前であってもお客さまの非課税口座でお預りする上場株式等を非課税口座から払出すことができるものとします。

(約款の改定)

第13条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年1月

以上